第二条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号を同条第十五号とし、同条第十二号中「第六十八条の十（第五項を除く。）」の下に「、第六十八条の十の二（第五項を除く。）」を、「第六十八条の十四（第五項を除く。）」の下に「、第六十八条の十五（第五項を除く。）」を加え、「第六十八条の十六」を「第六十八条の十五の二、第六十八条の十六」に、「第六十八条の十九から第六十八条の二十一まで」を「第六十八条の二十、第六十八条の二十一」に、「、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」を「から第六十八条の二十七まで」に改め、「、第六十八条の三十八」を削り、同号を同条第十四号とし、同条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号中「から第六十六条の十一の二まで」を「、第六十六条の十一、第六十六条の十一の二（第九項を除く。）」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同条第六号の次に次の二号を加える。

七　措置法第六十条の二（第四項を除く。）の規定

八　措置法第六十条の三（第四項を除く。）の規定

第二条に次の一号を加える。

二十四　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）第十七条の規定による改正前の措置法第四十四条、第四十五条の二（第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第四十六条の二（第二項に係る部分に限る。）、第四十六条の四、第五十二条、第六十八条の十九、第六十八条の二十九（第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第六十八条の三十一（第二項に係る部分に限る。）、第六十八条の三十三及び第六十八条の三十八の規定

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における前条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第二条の規定の適用については、同条第二号中「第四十三条から第四十八条まで」とあるのは「第四十三条から第四十四条の三まで、第四十四条の五から第四十八条まで」と、同条第十四号中「第六十八条の二十四から第六十八条の二十七まで」とあるのは「第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第三十八条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項を次のように改める。

4　法第八条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十一条の十八から第四十一条の十八の三までの規定の適用については、同法第四十一条の十八の二第二項及び第四十一条の十八の三第一項中「合計額をいう」とあるのは、「合計額から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第八条第一項に規定する震災関連寄附金の額を控除した金額をいう」とする。

第十条に次の四項を加える。

5　法第八条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三の規定の適用については、同条第六項第二号イ中「合計額をいう」とあるのは、「合計額から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条の規定する震災関連寄附金の額を控除した金額をいう」とする。

6　法第八条第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四条の五の規定の適用については、同条第六項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「の適用については、同法」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条の規定の適用については、所得税法」と、「とする」とあるのは「と、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項中「受けるもの」とあるのは「受けるもの及び租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分」と、「同条第一項第一号」とあるのは「所得税法第七十八条第一項第一号」とする」とする。

7　法第八条第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二条の三十六の規定の適用については、同条第十五項中「書類又は」とあるのは「書類」と、「書類に」とあるのは「書類又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十条第六項の規定により読み替えて適用される法第四条の五第六項の規定により東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項の規定が適用される場合における同条第四項の規定により確定申告書に添付すべき書類に」とする。

8　法第八条第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の九までの規定の適用については、同令第五条の三第二項、第五条の四第十二項、第五条の二第八項、第五条の五第八項、第五条の六第八項、第五条の七第三項、第五条の八第五項及び第五条の九第一項中「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

第十四条第八項中「第二十五条第二十四項から第二十六項まで」を「第二十五条第十七項から第十九項まで」に、「第二十五条第二十四項中」を「第二十五条第十七項中」に、「同条第二十五項」を「同条第十八項」に、「同条第二十六項第二号」を「同条第十九項第二号」に改め、同条第九項中「第二十五条第二十八項」を「第二十五条第二十一項」に改め、同条第十九項中「同条第二号中」の下に「又は」とあるのは「若しくは」と、」を加え、「とあるのは、「若しくは」を「とあるのは「又は」に改める。

第十六条第六項の表租税特別措置法施行令第三十六条第五項の項の次に次のように加える。

租税特別措置法施行令第三十六条の二第四項	の規定	並びに震災特例法第十五条第六項の規定
租税特別措置法施行令第三十六条の三第二項	の規定	並びに震災特例法第十五条第六項の規定

第十九条第二十項中「第三十九条の七第三十九項」を「第三十九条の七第二十七項」に改め、同条第四十項の表租税特別措置法施行令第三十九条の二十八第二号の項及び租税特別措置法施行令第三十九条の二十八第三号の項を次のように改める。

租税特別措置法施行令第三十九条の二十八第二号		含む。）又は
	の規定	又は震災特例法第十九条第一項（震災特例法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の二十八第三号		含む。）若しくは
	の規定	含む。）若しくは又は震災特例法第十九条第七項（震災特例法第二十条第八項において準用する場合を含む。）の規定

第二十一条第七項の表租税特別措置法施行令第三十九条の九十第六項の項の次に次のように加える。

租税特別措置法施行令第三十九条の九十の二第四項		並びに震災特例法第二十三条第六項の規定を
租税特別措置法施行令第三十九条の九十の三第二項	の規定を	並びに震災特例法第二十三条第六項の規定を